兵庫県公報

令和８年７月３日　金曜日　　第 733 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）…… 1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止、変更及び休止の届出（同）…… 3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）…… 5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）…… 5
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）…… 5
○ 救急病院の認定（同）…… 5
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）…… 6
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課）…… 6
○ ぶりに関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課）…… 7
○ まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）…… 7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…… 7

公　　告

○ 入札公告（デジタル改革課）…… 8
○ 農地を利用する権利の設定の裁定（総合農政課）…… 11
○ 同　　上（同）…… 11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）…… 12
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）…… 13
○ 同　　上（中播磨県民センター）…… 13

選挙管理委員会告示

○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数等 …… 14
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１等の数 …… 14
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 …… 15

告　　示

兵庫県告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

指定医療機関

名　称	所在地	指定年月日
洲本伊月訪問看護ステーション	洲本市桑間421－１	令和８年４月１日
薬局芦屋ファーマシー	芦屋市公光町11番２号　ＣＨ．158ＢＬＤＧ．ＨＡＮＳＨＩＮ　ＡＳＨＩＹＡ102	同　年３月23日
芦屋ながさわ内科	同　市大原町11－24－106	同　年４月１日
打出整形外科・内科クリニック	同　市春日町７番３号　サンクレール芦屋101	同
ひよこキッズクリニック	同　市月若町８－２－２　アマーレ芦屋川１階	同
ささき整形外科リハビリクリニック	同　市海洋町６－１	令和８年５月１日
芦屋なかがわ内科心臓クリニック	同　市大原町５－19　芦屋大原町医療ビル１階	同
ＯＴＴＯ南芦屋浜皮膚科クリニック	同　市海洋町６－１	同
そのこレディースクリニック	同　市呉川町15番23号　芦屋呉川メディカルテラス２階	同
潮芦屋みかみ内科外科クリニック	同　市海洋町６―１　Ｂ棟２―３	同
ココカラファイン薬局Ｏｔｔｏ Ｔｅｒｒａｃｅ店	同　市海洋町６－１　Ｏｔｔｏ　Ｔｅｒｒａｃｅ南芦屋浜Ｂ棟－１－２	同
すずみ薬局伊丹店	伊丹市南本町７丁目１－15　エクセル新伊丹１階	令和８年４月１日
のぞみ薬局伊丹店	同　市瑞穂町６丁目44	同
訪問看護ステーションフレンドリー伊丹	同　市山田６－８－44　シエテ山田102号室	令和８年５月１日
岡田クリニック	加古川市米田町平津字西畑526番地の１　ＫＰＬＵＳ　ＢＬＤ　２階	同　年４月１日
もりや歯科	同　　市平岡町新在家265－６	同
ファン薬局米田店	同　　市米田町平津字西畑526－１	令和８年５月１日
つかもとクリニック	宝塚市小林５－４－19	同　年４月１日
大西レディスクリニック	同　市野上１－１－24	同
きどがみ耳鼻咽喉科クリニック	同　市栄町２丁目11－24　タツミ宝塚駅前ビル４階	令和８年５月１日
ひばりがおか薬局	同　市雲雀丘１丁目２－11　ユースクエアプラス雲雀丘花屋敷103	同
訪問看護ステーションLINKA	同　市安倉中５丁目４番10号Ａ－103	令和８年４月１日

訪問看護ステーションルナケアライフ	宝塚市小林1丁目６－22－103	令和８年５月１日
山名眼科・美容皮フ科クリニック	高砂市荒井町千鳥３丁目２番15号	同　年４月１日
高砂末広薬局	同　市末広町５－７	同
川西歯医者　ライフ歯科・矯正歯科・小児歯科	川西市中央町３番６号　川西太陽ビル１階	令和８年５月１日
ふくだクリニック八景分院	三田市横山町17番13号	同
三田駅前歯科	同　市中央町10－10　中央第一ビル４Ｆ	令和８年４月１日
リカバリー訪問看護ステーション	同　市同　町９－38－403	同
リガレッセ訪問看護ステーション加西	加西市鶉野町1092番１号	令和８年５月１日
堀整形外科	たつの市神岡町上横内379－３	同　年４月１日
いたがき総合診療クリニック	同　　市揖西町南山二丁目111番地	同

兵庫県告示第669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、次の指定医療機関から廃止、変更及び休止の届出があった。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　廃止の届出があった指定医療機関

瀬野内科医院	芦屋市大原町11－24－106
ひよこキッズクリニック	同　市月若町８－２－２　アマーレ芦屋川１階
芦屋やまもとクリニック	同　市東山町29－19　ジェットビルＢ１
医療法人翔徳会　打出整形外科	同　市春日町７番３号　サンクレール芦屋101
薬局芦屋ファーマシー	同　市公光町９－７　モントルービル102
公立学校共済組合近畿中央病院（医科・歯科）	伊丹市車塚３－１
鈴木歯科医院	同　市伊丹１－５－40
山本光栄薬局	同　市大野２－９
あんず薬局	同　市車塚２－26
瀧川薬局　伊丹店	同　市瑞穂町６－44
すずみ薬局伊丹店	同　市南本町７丁目１－15　エクセル新伊丹１階
Ｔ　ｃｌｉｎｉｃ　Ｋａｋｏｇａｗａ	加古川市加古川町粟津819－５　１Ｆ

岡田クリニック	加古川市西神吉町岸177－８　２階
もりや歯科	同　　市平岡町新在家字山ノ神1588―21
大隅医院	西脇市黒田庄町石原265－１
田村胃腸科内科	宝塚市小林５－４－19
大西レディスクリニック	同　市野上１－１－24　瀬川西口ビル２Ｆ
あいわクリニック	同　市中筋２－10－11
内薗眼科医院	三木市緑が丘町東１－８－１
私立口吉川診療所	同　市口吉川町笹原13－２
みやけ小児科	高砂市中島２－７－51
山名眼科医院	同　市荒井町千鳥３－７－６
高砂末広薬局	高砂市末広町５－７
松添歯科医院	川西市多田桜木２－１－21　ディンプル多田２階
おおにし歯科	三田市中央町10－10　中央第一ビル４Ｆ
多幡歯科	丹波篠山市黒岡207－６
養父市立養父歯科診療所	養父市上野360－１
医療法人社団臼杵歯科医院	丹波市柏原町柏原2869－３
堀整形外科	たつの市神岡町上横内379－３
いたがき総合診療クリニック	同　　市揖西町南山２－111
船田医院	川辺郡猪名川町松尾台３－２－２
調剤日本薬局	多可郡多可町中区森本下沢田23－２

２　所在地等の変更の届出があった指定医療機関

名　称	所在地	変更内容
但馬調剤薬局株式会社　但馬調剤薬局豊岡店	豊岡市戸牧944－６	名称
復井診療所	小野市復井町916－12	開設者
三田市民・済生会病院	三田市けやき台３－１－１	名称
かわさき整形外科リウマチクリニック	三田市中央町９－36	名称と開設者
但馬調剤薬局株式会社　但馬調剤薬局八鹿店	養父市八鹿町下網場396－１	名称
但馬調剤薬局株式会社　但馬調剤薬局朝来店	朝来市和田山町法興寺404－１	名称

３　休止の届出があった指定医療機関

名　称	所在地
石濱内科医院	洲本市物部２－７－１
山本医院	多可郡多可町中区森本23－４

兵庫県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所又は施術所及び所在地	指定年月日
和崎　克洋	宝塚市清荒神１－３－15　パセオ清荒神Ｇ号室	令和８年４月１日
秋山　京	川辺郡猪名川町伏見台１－２－71	同

兵庫県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地
岡尾　昌慈	訪問鍼灸たか　武庫之荘院	尼崎市武庫之荘１丁目５番15号202号室

兵庫県告示第672号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

名　　称　　兵庫医科大学ささやま医療センター
所　在　地　　丹波篠山市黒岡５
撤回年月日　　令和８年６月30日

兵庫県告示第673号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　名　　称　医療法人昭圭会　南芦屋浜病院
　　所　在　地　芦屋市陽光町３番21号
　　認定年月日　令和８年５月１日
　　認定の有効期限　令和11年４月30日
２　名　　称　医療法人社団顕修会　顕修会すずらん病院
　　所　在　地　神戸市北区鈴蘭台西町２丁目21番５号
　　認定年月日　令和８年７月１日
　　認定の有効期限　令和11年６月30日
３　名　　称　近藤病院
　　所　在　地　尼崎市昭和通４丁目114番地
　　認定年月日　令和８年７月１日
　　認定の有効期限　令和11年６月30日
４　名　　称　東浦平成病院
　　所　在　地　淡路市久留麻1867番地
　　認定年月日　令和８年７月１日
　　認定の有効期限　令和11年６月30日

兵庫県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和８年６月16日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　事業名
　農地整備事業（経営体育成型）
２　地区名
　上笹地区
３　縦覧の期間
　令和８年７月３日から同月23日まで
４　縦覧の場所
　⑴　たつの市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
　⑵　兵庫県のホームページ
　　（https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/kamisasa-henkou.html）

兵庫県告示第675号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第５条の規定による申請があったので、次のとおり種畜証明書を書換交付した。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品　種	名　前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	若滝土井

兵庫県告示第676号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項に基づき、ぶりに関する令和８管理年度における数量を次のように定めたので、同条第４項の規定に基づき公表する。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

法第16条第１項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
ぶり	兵庫県ぶり漁業	試行水準

兵庫県告示第677号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項に基づき、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和８管理年度における数量を次のように定めたので、同条第４項の規定に基づき公表する。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

法第16条第１項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群	兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準

兵庫県告示第678号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
川会	美方郡	香美町	村岡区川会	仲中	180番１の一部、190番１の一部、191番の一部、197番の一部、213番の一部、214番、215番、216番１から216番４まで、217番の一部、218番、219番１の一部、220番１の一部、221番の一部、247番から249番まで、251番、252番、253番の一部、268番から270番までの各一部、271番１の一部、271番２の一部、272番１、272番２の一部、273番、274番、275番１、275番２、276番の一部、277番１の一部、277番２、285番１の一部、287番１の一部、287番２、180番１地先の道路敷の一部、216番２から217番に至る地先の道路敷、221番地先の道路敷の一部、247番から253番に至る地先の道路敷の一部、268番地先の道路敷、287番１地先の道路敷、287番２地先の道路敷、247番地先の水路敷、273番から275番１に至る地先の水路敷、287番１から287番２に至る地先の水路敷の一部
				寺ノ下タ	626番の一部、627番の一部、626番から627番に至る地先の道路敷の一部

公　　告

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年７月３日

契約担当者
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　入札に付する事項

⑴　調達サービスの名称
県庁ＷＡＮパソコン用モバイル回線サービス

⑵　調達サービスの仕様等
別添仕様書のとおり

⑶　使用期間
令和８年11月１日（日）から令和15年２月28日（月）まで

⑷　納入場所
兵庫県企画部デジタル改革課他

⑸　入札方法
上記⑴の業務について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　一般競争入札参加資格

⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を、受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号　兵庫県庁２号館10階
兵庫県企画部デジタル改革課　情報基盤運用班
電話　(078)341－7711　内線79173
電子メールアドレス　sysad@pref.hyogo.lg.jp

⑵　申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和８年７月３日（金）から同月17日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑶　入札・開札の日時および場所

令和８年８月12日（水）午前11時　兵庫県庁１号館１階　会議室

⑷　入札書等の提出期限

(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和８年８月10日（月）午後５時までに上記(1)の場所に必着のこと。

４　仕様確認等

⑴　この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア　受付期間

令和８年７月６日（月）から同月28日（火）まで（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）

イ　受付場所

上記３(1)に同じ

ウ　提出書類

⑺　事前協議申込書

⑴　回線キャリア、対応周波数及び１回線１月あたりの容量を確認できる資料

エ　提出方法

電子メール、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果

令和８年８月４日（火）午後５時までに通知する。

⑵　入札者は、上記(1)オで認められた内容で入札すること。

５　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の５以上の額を、令和８年８月７日（金）正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合（財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）第84条第１項第１号）は、この限りではない。

⑶　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第100条第１項ただし書の規定に該当する場合は、この限りではな

い。

⑷　入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合の保険期間は、本件入札の参加申込後で、令和８年８月11日（火）以前の任意の日を開始日とし、同月26日（水）以降を終了日とすること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

キ　代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。ただし、申込書に代理人の職・氏名が記載されており、入札当日に顔写真付公的書類により本人確認ができる場合は、この限りではない。

ク　入札金額は特に指示された場合のほか、総価格を記入すること。

ケ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

⑺　初度の入札に参加して有効な入札をした者

⑴　初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

サ　この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

⑸　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑹　契約書作成の要否

要作成

⑺　落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑻　その他

ア　この入札の対象となる調達に係る予算についての兵庫県議会の審議状況に応じて、入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

イ　詳細は入札説明書による。

６　Summary for the Notice of General Competitive Tendering

⑴　Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

⑵　Nature of the service to be procured:

Procurement of mobile line service for personal computers for the Hyogo Prefectural Government WAN

⑶　Service period: November 1, 2026 through February 28, 2033

⑷　Delivery location:

Digital Government Development Division, Policy Planning & Regional Revitalization Department, Hyogo Prefectural Government, and other locations

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

⑸　Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 July 17, 2026

⑹　Deadline for tender:

11:00 August 12, 2026 by direct delivery

17:00 August 10, 2026 by mail

⑺　Office to contact concerning the notice:
Digital Government Development Division, Policy Planning & Regional Revitalization Department, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 79173

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第２項において読み替えて準用する同法第39条第１項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　農地の所在等

所在及び地番	地　目	面積（平方メートル）
丹波篠山市野中字八丹ノ坪857番	田	1,196
丹波篠山市野中字八丹ノ坪859番	田	3,050
丹波篠山市小多田字東32番	田	3,049

２　農地を利用する権利の内容等

内容	権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和８年８月１日	５年間 （権利の始期から令和13年７月31日まで）	124,817円

３　農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人ひょうご農林機構　理事長　多田　勝利
神戸市中央区下山手通五丁目７番18号

４　農地の所有者等の情報
（亡）西尾　隆晃

５　補償金の支払の方法
農地を利用する権利の始期までに神戸地方法務局柏原支局に補償金を供託する。

６　補償金の還付について
農地の所有者等は神戸地方法務局柏原支局において、補償金の還付を受けることができる。

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第２項において読み替えて準用する同法第39条第１項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　農地の所在等

所在及び地番	地　目	面積（平方メートル）
三木市口吉川町大島字御所704番	田	1,149
三木市口吉川町大島字御所715番１	田	1,241
三木市口吉川町大島字御所724番１	田	1,181
三木市口吉川町大島字御所726番１	田	1,184
三木市口吉川町大島字御所727番１	田	1,097
三木市口吉川町大島字御所812番	田	1,021
三木市口吉川町大島字御所1464番４	田	996

２　農地を利用する権利の内容等

内容	権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和８年８月１日	５年間 （権利の始期から令和13年７月31日まで）	208,508円

３　農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
　公益社団法人ひょうご農林機構　理事長　多田　勝利
　神戸市中央区下山手通五丁目７番18号
４　農地の所有者等の情報
　（亡）林　茂生
５　補償金の支払の方法
　農地を利用する権利の始期までに神戸地方法務局明石支局に補償金を供託する。
６　補償金の還付について
　農地の所有者等は神戸地方法務局明石支局において、補償金の還付を受けることができる。

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　ヤマダストアー西宮店
　所在地　西宮市浜町３－26
２　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ヤマダストアー株式会社	揖保郡太子町鵤495番地１	山　田　和　弘

３　変更事項
　⑴　大規模小売店舗の名称
　　ア　変更前　マックスバリュ西宮浜町店
　　イ　変更後　ヤマダストアー西宮店

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア　変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社光洋	大阪市北区天神橋２丁目３番16号	平　田　　炎

イ　変更後

名称	住所	代表者の氏名
ヤマダストアー株式会社	揖保郡太子町鵤495番地１	山　田　和　弘

４　変更年月日

令和８年３月28日

５　届出年月日

令和８年６月17日

６　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

⑴　縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

⑵　縦覧期間

令和８年７月３日から４月間

７　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限

令和８年11月４日

⑵　提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市大東町50番３

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

旭化成ホームズ株式会社　代表取締役　大和久　裕　二

３　許可年月日及び許可番号

令和６年12月10日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第１－２号（６芦屋）

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年７月３日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市有年原字津村向47番、48番１、49番１、49番２、51番、51番６の各一部、47番地先水路

（西播都市計画事業有年土地区画整理事業23街区１画地）

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

赤穂郡上郡町上郡1347番地１

株式会社ヒサテック　代表取締役　岡　本　綾　子

３　許可年月日及び許可番号
令和８年３月６日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第１－24号（７赤穂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数並びに同法第76条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和８年７月３日

兵庫県選挙管理委員会
委員長　永　田　秀　一

選挙権を有する者の総数の50分の１の数　89,347

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数　658,417

兵庫県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第１項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１等の数」という。）は、次のとおりである。

令和８年７月３日

兵庫県選挙管理委員会
委員長　永　田　秀　一

（選　挙　区　名）	選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１等の数
神戸市東灘区	57,061
神戸市灘区	35,927
神戸市中央区	37,160
神戸市兵庫区	30,252
神戸市北区	57,921
神戸市長田区	25,341
神戸市須磨区	43,005
神戸市垂水区	58,161
神戸市西区	64,439
姫路市	138,194
尼崎市	127,852
明石市	84,092
西宮市	132,674
洲本市	11,582
芦屋市	26,139
伊丹市	55,288
相生市	7,516
豊岡市及び美方郡	28,705
加古川市	71,664
たつの市及び揖保郡	29,241

赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,516
西脇市及び多可郡	15,665
宝塚市	63,481
三木市	20,196
高砂市	23,984
川西市及び川辺郡	51,146
小野市	12,690
三田市	29,587
加西市	11,429
丹波篠山市	10,762
養父市及び朝来市	13,583
丹波市	16,512
南あわじ市	12,200
淡路市	11,558
宍粟市	9,485
加東市	10,501
加古郡	17,824
神崎郡	10,930

兵庫県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第２項及び第４項第２号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第２項及び第４項第２号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和８年７月３日

兵庫県選挙管理委員会
委員長　永　田　秀　一

２　老人ホームの表姫路市の項中

「

特別養護老人ホーム　しかまの里	同　市飾磨区阿成植木960
介護老人福祉施設　銀の櫂	同　市網干区興浜907－202

」

を

「

介護老人福祉施設　銀の櫂	同　市網干区興浜907－202

」

に、

「

サービス付き高齢者向け住宅　ヴィラ杣扇	同　市書写31

」

を

「

サービス付き高齢者向け住宅　ヴィラ杣扇	同　市書写31
特別養護老人ホーム　しかまの里	同　市飾磨区阿成植木960

」

に、

２　老人ホームの表芦屋市の項中

「

ナーシングホーム豊泉家　芦屋山手	同　市剣谷９－１

」

を

「

ナーシングホーム豊泉家　芦屋山手	同　市剣谷９－１
芦屋アラベラの家(介護付き有料老人ホーム)	同　市朝日ヶ丘町９－１
芦屋アラベラの家（特別養護老人ホーム）	同　市朝日ヶ丘町９―１

」

に、改める。